

令和3年度第2回神石高原町農業委員会総会

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-5の案件につきまして、■■■■推進委員お願いいたします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。4-5の案件ですが5月23日に私と■■■■委員と■■■■さんの3人で現地調査を行いました。現場は■■■■地区の■■■■から■■■■へ■■■■ばかり離れたところなんですけど現状は集会所、倉庫、駐車スペースということでもう使われているんですけど、■■■■さんの畑ということでもまだ転用ができていない状況です。実はこれは昨年秋に農地パトロールで発見したもので地区の担当の人に転用の手続きをしたらどうですかと話しをして、それが出てきたものです。よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-6の案件につきまして、■■■■推進委員お願いいたします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。4-6の案件について報告します。5月25日に私と■■■■委員と■■■■さん立ち合いのもと現地調査しました。場所は■■■■支所より■■■■へ■■■■の場所にありまして先ほどもありましたように■■■■の■■■■が前に転用で道路ということになっておりまして、その続きで■■■■を転用し自宅への進入路とするということで両家で折り合いがついたそうです。何ら問題はないものと思われれますので審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	■■■■です。4-5なんですけども集会所を建てるのに例えば役場からの補助金等が出ているんじゃないでしょうか。その時にチェックが入らなかったんかなと思って、補助金が出てなかったら分からなかつ

		たのかなと思うんですが。
	■番	■です。先ほどの質問に対してなんですけどもこの申請者の■ ■さんの旦那さんにあたるかたがここの地域から集会所を建てないかと提案を受けて地域で建てられて補助金等は聞いておりません。現状が集会所ということで役場のほうと調整をして集会所としてきちっと手続きが出来るよう準備をされているという話しも聞きました。
	事務局長	この■番地ですが今総務課と協議をして集会所とあわせて全部を転用申請されまして皆さんの審議の上許可が出ましたら地目変更されます。地目変更された後に町に所有権移転の予定です。今フラッグが建っている向うに2つ倉庫が建っているんですがその部分については町が分筆した後■さんへ譲られる。そしてフラッグからこちらの所有者は町のままになるとお伺いしております。
	■番	個人が集会所を建てられたということですね。
	議長	おそらく集落の人が建てて補助申請をすれば地目がなんであろうと総務課は補助金をくれるんですよ。私の集落も個人の所有地を町へ寄付して集会所は自分らで建てたんです。寄付をしたという解釈で集落のものは集落でとったんですが所有権移転はしていなかった。それで寄付をしてくれたという感謝状を町長が渡しに来たんだから当然町の所有地になっているものだというふうに集落のものは解釈していたんですが、町と話しをしたら町は寄付をしてもらっても受け入れができませんと。
	■番	それは農地だからですか？
	議長	いいえ、農地ではなく雑種地でした。それでその代わり集会施設等については固定資産税の減免措置をとりますよと。だから所有者は元々の所有者のままでその番地だけ固定資産税の減免申請書を集落で出して今は固定資産税はかかってないんです。所有権は変わらず寄付をした人の名前です。だから仮にここの集会所を取り壊しても町有地として処理はしないだろうと思います。どこの集会所も皆そういう格好です。これは申請をしなくても固定資産税が返ってくるんです。合併した時にこれが分かったんで自治振興会の会長会議なかにかで十分チェックしてやりましょうということで各自治振興会とも班がそういう申請をして固定資産税は賦課されていないんじゃないかと思うんです。これはおそらく三和町時代に建てられたものでしょう。
	■番	農地パトロールの時に行ってお話を聞いたところによると、この旦那さんが昔大工さんをやられております。それもあまして地域で建てられたと聞いております。金銭面のことや町の補助うんぬんは聞いていませんし、そこで補助金を申請したのは分からないところですけども地域で維持をしていたということで、農地パトロールでたまたま僕達が見つくてここの班長さんのところにお話を持って行って地区で話し合いをして今回転用の手続きをしようと思ったそうです。これに関して始末書も提出されておりますし、手続き的には何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

事務局長		すみません。今総務課へ確認したらですね、これは町が建てたもので町のものだそうです。補助金とか個人が建ててとかそういうのではなくて今町の財産です。ですから今後は転用して許可をだして地目変更ができれば個人から町へ全筆移譲されてその後に集会所と駐車スペースについては地域に移譲されて分筆されます。■■■■さんが建てられた倉庫については■■■■さんへ移譲という流れだそうです。ちょっと委員さんの報告と違う回答になってしまうんですが、今総務課の財産のほうの回答はそうなっております。
議長	議長	他にございませんか。
■■番	■■番	質問なんですけど農地をグラウンドゴルフ場にして使っている場合転用は必要なんですか。
議長	議長	必要です。
■■番	■■番	■■番地を見たらそうなっているんですが。
■■番	■■番	■■番地です。隣の■■番地についても同じように地域に投げかけはしています。現状グラウンドゴルフとかゲートボールはされていなくて地域の皆で草刈り等の管理はされております。これについても集会所、広場という位置づけになればここも転用を促していきたいと考えております。
議長	議長	■■番は町のものではないよね。
事務局長	事務局長	はい、違います。
議長	議長	グラウンドかなにかで地目変更をかけてもらっておそらく雑種地かなにかで登記されるんじゃないかと思うんですが。
事務局長	事務局長	今後■■番が出るとしたら地目は法務局が決めるので分かりませんが転用目的は集会所の駐車場になるか又は地域としてのグラウンドを含めた公園ということで出てくる可能性があります、今回はこれについてはまだ動きはありません。
■■番	■■番	■■番です。この案件じゃないんですが参考としてお聞きしたいんですが実は私のところも先祖の土地が集会所になっておりまして畑になっております。これを集会所なんで町の名義というかなんらかの変更をして欲しいということで60年前からお願いをしておるんですが、班長さんが変わるたびに登記をしないといけないのでそのままにしておいてくれということで今税金も私が払っている状況なんですけども、それは私も納得はしているんですがこの畑をなんらかの名義変更するとなると私のほうでせざるを得ないんでしょうか。今まで親の代からずっと変更のお願いをしてきたんですけどもいまだにそういう状況で、現在の所有者がしなくてはいけないんでしょうか。
事務局長	事務局長	今回の件と同じように町は財産を持たない方針で集会所については地元へと言っておりますので、これは5条で町が所有する訳にはいかないんです。まず所有者のかたが4条の転用をされる。その時に今回の件と一緒に全筆じゃなかったら分筆が必要になってくるんです。今回も町にし

		て町が分筆して個人と地元へ払い下げるといいますか譲渡されるという形なんです。ですから■■■委員さんの件についてもまず所有者が転用申請して、転用許可がでた後に地目変更。そして分筆が必要なら今回の件と同じように町がしてくれるか分かりませんが、集会所については地元へ譲渡という形になるんじゃないかと思います。
	議 長	固定資産税については先ほど言いましたようにすぐやられたらいいと思いますが班長名で固定資産税の減免申請書を未来創造課へ出されたら来年度以降固定資産税は掛からなくなる。だからこのさっき審査した集会所も町が建てたとしたら特例か何かあったんだと思うんですよ。
	事務局長	先程配布しました平面図は前回の4-22号、第9回総会の時にお配りした平面図です。これの右手側 SECT56.0 近辺のところ今回の■■■番となっております。これは非常に高い法面がついておまして327㎡の内198㎡はすでに町道がついておるわけなんですけどその部分の転用申請となっております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■推進委員が欠席のため■■■から報告をします。
	■■■番	5月25日に■■■委員と私の2人で現地調査を致しました。場所的には航空写真をご覧頂きますように■■■が■■■でございます。これから■■■に約■■■位入ったところでございまして、■■■が今回の空き家バンクの登録案件の住宅でございます。これは■■■駐在所が■■■駐在所と統合して以来空き家になっていたものを今回売却するものです。その裏側へ旗が立っておりますがここは長年耕作をされておられません。現況写真の3ページにもございますように草が生い茂っておりますがこれはイタドリが中心の草でした。刈り取りをして少し手を入れれば畑に復活させることは可能であるというふうに見受けをさせて頂きました。この空き家についてはもうすでに買い手がついているということで家庭菜園をしたいということのようでございますので問題はないのかなというふうに見させて頂きました。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手を

		<p>お願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第3号議案	議長	<p>続きまして議案第3号「農用地利用集積計画(第70号)について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>8-4は7ヶ月で何を作るん?</p>
	主査	<p>1年ということにはなっているんですが毎年更新をされております。それで今回1月の更新が間に合わなかったのが7ヶ月ということになってしまったんですが、人は変わったんですが毎年1年で更新をされております。作物はその他ということで詳しくは伺っておりません。</p>
	番	<p>たぶん飼料稲でしょう。WCSです。</p>
	主査	<p>今情報を頂きましてWCSということです。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積計画(第70号)について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後2時10分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年6月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>

